

(別添1)

様式第14(第14条第2項関係)

番 号

年 月 日

殿

経済産業局長 名

アルコール輸入事業許可書

年 月 日付けをもって申請のありました件については、アルコール事業法(以下「法」という。)第39条第1項の規定に基づき、下記の条件を付して許可します。

申請のありました貯蔵所に係る整理番号は、別紙のとおりとします。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求をすることができます。

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注2 審査請求をして裁決があった場合には、処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

1. 許可番号 ○-○-○○○○○○

2. 条件

- (1) アルコール(特定アルコール(法第2条第4項に規定する特定アルコールをいう。以下同じ。)を除く。)を廃棄処分しようとするときは、あらかじめ廃棄しようとする貯蔵所の所在地を管轄する経済産業局長にアルコール廃棄処分届出書を届け出るとともに、経済産業局の職員の立ち会いの下で行うこと。
- (2) 特定アルコールを所持するときは、アルコール(特定アルコールを除く。)とは別に蔵置すること。ただし、法第25条及び第30条において準用する法第9条第1項の規定に準じて当該特定アルコールの数量の管理を行うときは、この限りでない。
- (3) アルコールを輸出したときは、当該輸出に関する書類を、輸出した日から5年間保存すること。

備考

- 1 アルコール廃棄処分届出書は、様式第14の2とする。
- 2 第14条第3項各号に掲げる条件以外の条件を付す必要があるときは、それを追記するものとする。

別紙

貯蔵所に係る整理番号一覧表

貯蔵所の名称	住 所	整 理 番 号	備 考

(別添2)

様式第51 (第30条第2項関係)

番号
年月日

殿

経済産業局長名

アルコール試験研究輸入承認書

年月日付け第号をもって申請がありました件については、
アルコール事業法第39条第1項の規定に基づき、下記の条件を付して承認します。

なお、この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、書面により経済産業大臣に対して審査請求することができます。

訴訟により、この処分の取消しを求める場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注2 審査請求をして裁決があった場合には、処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

記

1. 本承認書に係るアルコールの輸入は、申請された陸揚地によること。
2. 本承認書に係る輸入したアルコールの試験、研究又は分析を行う場所は、申請された場所によること。
3. 本承認書に係る輸入したアルコールを処分するときは、申請された処分の方法によること。
4. 本承認書に係る業務に関し、アルコールの移出入に関する帳簿を備え、記載の日から5年間保存すること。

備考 第30条第3項各号に掲げる条件以外の条件を付す必要があるときは、それを追記するものとする。

(別添3)

様式第17(第18条関係)

年 月 日

経済産業局長 殿

(郵便番号)

申請者 住所

電話番号 ()

商号、名称又は氏名

法人の代表者の住所及び氏名

法定代表人の住所及び氏名、
商号又は名称

アルコール試験研究輸入承認申請書

アルコール事業法第17条に規定する試験研究輸入の承認を受けたいので、
次のとおり申請します。

目 的	
輸入の時期(予定年月日)	
輸入するアルコールの度数	
輸 入 数 量	
陸 揚 地	
試験、研究又は分析を行いう期間	
試験、研究又は分析を行う場所の名称及び所在地	
輸入したアルコールの処分の方法	
現に営んでいる事業	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。